

大同団結運動と地方政情

メタデータ	言語: jpn 出版者: 駿台史学会 公開日: 2009-04-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 渡辺, 隆喜 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/6039

大同團結運動と地方政情

渡 辺 隆 喜

はじめに

大同團結運動とは在野における立場の異なる諸政党政派の合同運動である。主義主張上の小異を超えて反政府という大同的目標で團結しようとするもので、その合同的側面からいえばこの運動の画期は、改進黨を含めて民間諸勢力を結集した明治二〇年一〇月までの時期、改進黨と分かれて大同派が成立し、それが大同俱樂部と大同協和会に分裂する二二年四月までの時期、大同協和会が自由党を再興し、板垣の愛国公党と大同俱樂部との三派が鼎立し、やがてこれらが庚寅俱樂部に結集される二二年六月までの時期の三期に区分されよう。反政府的性格の面から云えば、条約改正運動に大同派と同調して立ち上った保守派および大同俱樂部の一部に含まれた保守派を除外すれば、他はいずれも民党的主張を持っていた。

これら諸勢力は政費節減、地租軽減の要求を基礎に、減租、外交政策の挽回、言論集会の自由を要求する三大事件建白運動より条約改正中止・断行建白運動を経て、水害・凶作により顕在化する地価修正・軽減運動へと運動する。この過程はまた帝國議會開設にむけての選挙運動としての性格をもつが、とくにそれは二二年二月帝國憲法とともに公布された衆議院議員選挙法以来の一年余の時期に顯著であった。

研究史上、これら諸種の運動において過去に獲得目標とされた民権は、ようやく高まりつつあった国権的風潮に従属すると理解されながら、なお当時において民権的要求を根強く持続しつづけたのは大同協和会（自由党再興派）の基盤となる関東地域であると云われている。製糸資本の自立的発展による土地革変を内包する貧農層の要求と

の関連性の存在をその理由とするが、果して事実はどうであったのであろうか。本稿は関東地域でも大同協和会系で県内が一致していた埼玉県を対象として、広義の大同団結運動の時期すなわち明治一九年から二三年までの地方政情の特質を検討することを課題としている。従来この時期は、国会開設の直接的な準備期として、選挙運動のみならず帝国憲法、市町村制の公布・実施期として近代国家体制の枠組みの確立期として重要な位置を占めているにも拘わらず、それらの相互関連の究明は皆無といって過言ではない。戦後わずかにみられる研究も中央の政治動向に関する叙述が主で、地方政治の現状とのかかわりで明らかにしたものはない。ここでは地方自治の問題をふまえて埼玉県下の諸政社の動向を全国的動向と関連させながら考察してみよう。

ところで、新設の国会開会の直前、埼玉県会議員の有力者の一人永田荘作は、所属する改進黨の指導者島田三郎（衆議院議員）に書を送りつぎのように述べている。

帝國議會は史上初めて予算案審議を迎えようとしているが、数年来民間の輿論であった政費節減を実現し地租輕減を行うため、「真に赤心を吐く正当の決議」⁽¹⁾を期待する。全国農民のうち上等農家はわずか一五%にすぎず、下等農家は実に五〇%に達する。残り三〇%余にあたる中等農家にしても以下述べるように生計は不充分であり、下等の貧農にいたってはなおさらである。政費節減、地租輕減につき政府および反対者は勝手な弁説を弄しているが、維新当初の愛民の誠意にもどり「国会と輿論の大勢力」で実現すべきである。特別地価修正説も国会に提案されるに先だつて民間で論じられたが、民間の疲弊、民費多端のおりからまず今国会では政費節減と地租輕減を実現し、しかる後に不公平是正の特別地価修正を実現すべきである。埼玉県は水害のため一層疲弊し、地方税徴収も困難で臨時県会を開設したほどである。このような埼玉県の窮状はまた全国を推知する手段であるので、「人民休養の道」を開くよう議会で活躍することを期待する、というものであった。

この書簡には彼の時事に関する心境が歌に託されている。

まちわひし かひこそなけれ梅の花

おもひしとは にははさりけり

書簡に添えられた中等農家の生計表をみれば第一表のようになる。北足立郡内における中等村で、地租一一円を納

第1表 北足立郡中等村中等農家の年間収支家計

(明治23年現在 1町5反所有農家)

支 入		支 出	
水田7反歩	收穫米9石8斗 2石2斗5升 飯米 代金18円75銭 7石6斗5升 販売 代金53円55銭	地租 7円 地方税及村費 3円 肥料・種・農具代 21円	
畑6反5畝歩	收穫麦13石 大豆5石2斗 麦6石 飯料 代金23円40銭 大豆1石1斗 馬飼料 味噌造用 代金9円 残麦7石 代金27円30銭 残豆3石4斗 代金17円	地租 3円50銭 地方税及村費 1円40銭 肥料・種・農具代 18円90銭	
畑5畝	自家用野菜		
宅地5畝		地租 43銭7厘5毛 地方税及村費 18銭	
合 計	149円 (ウチ自家消費分51円15銭)	55円42銭	
差 引		益 42円43銭	

家族5人 馬所持

毎日新聞 明治24年1月15日雑報

め、反別一町五反歩を所有する中規模農家の場合である。表によれば年間利益は四二円弱である。このほか農閑余業としての男の駄賃送り、藁藪・草履作り、女の機織りなど九〇口間の収入五円ほどを合わせれば、年間収益は四八円前後となるという。一カ月にすれば四円である。これをもって一家五人の衣服代、食用品、諸交際費、家屋修理費、協議費、消防費、地方税戸数割などを負担せねばならず、生活するのは並大抵のことではないことを指摘している。

このような書簡の意味するところは次のとおりである。歌に示されているように、明治国家の夜明けを春の梅にたとえて、その梅香が予想したほど匂わないということは、新しい明治時代が真の意味で国民のための夜明けにはほど遠いことを詠んだのである。思ったほどの近代とは、云うまでもなく民衆にとって余裕ある生活はもろろん生産上、経営上とも発展が可能である地方自治の確立した社会のことである。真の意味の「地方の時代」のことである。この生活や生産、経営の余裕ある展開を抑えていたのは、云うまでもなく軍国主義化の強い要請のもとで国家事業を優先するこ

とによって、国民に犠牲を強いる租税（地租、地方税、町村費）であった。

松方デフレ後、景気が回復状況にあるとはいえ、自由民権運動で輿論化した地租軽減の要求が、国会開設をむかえて政費節減とともに具体的政治的要求として日程にのぼったのである。書簡は人民の代表として衆議院議員は国会の場で、政費節減、地租軽減を実現することにより、国民の負担を軽減し、人民休養の途をこうすべき立場にあることを訴えたものであった。地租一一円を納入する農家とはまた県会議員の被選権をもつ階層であり、これら階層の窮乏化はまた選挙権をもつ農家とともに国会議員の動揺に連なるばかりでなく、国会議員有権者層の動揺となったからである。府県会議員および国会議員の選挙権、被選権をもつ有志者の動向が、この時期の地方的政治情勢に大きく反映したのである。

注

(1) 毎日新聞、明治二十四年一月一五口 雑報 以下同

埼玉県政の展開と特質

自由民権派の主張する立憲国家の地方制度は、地方庁の組織、職制、地方長官の権限等の改善など種々な問題があったが、就中、重要視したのは地方議會の問題であった。地方議會は当時、府県会開設以来の地方官と議會との対立による原案修正の繰返しと、法律上の権限をめぐる争論の連続を排し、国会開設を問近かにひかえて立憲政体の基礎として定着させることの必要が説かれていた。地方人民に會議の稽古をさせる立憲政体実施の準備期であった一〇年代に対し、地方自治の砦としての地方議會の眞の役割が問われる時期となっていた。

明治一〇年代後半、各府県で議會と地方官との間で法律上の見解を異にし、争論を醸成したのは議會の権限の狭隘性に原因があった。ことに議會決議の許認可権と地方税をもって支弁すべき事業の決定権は地方長官が握り、その事業経費のみを議會の審議に委ねたにすぎないことは争論発生の大因となっている。地方税支弁の事業はその経費と密接な関係を有し、経費増減の議論は必然的に事業の伸縮の問題と関連する。にもかかわらず地方官が事業内容を決めて原案を提出するところから、議會においては全く賛成をしないかぎり、つねに対立し修正する状況にあったわ

けである。そのため地方税に関する全権は、すべて議会に一任すべきだとする主張は、地方自治確立の前提として強く叫ばれていた。くわえて府県会における政府への地方事情に関する建議も、単に政府当局者の注意を喚起するにすぎない現状を反省して、建議を請願に改正し、請願権を認めることによって当局者のこれに対する許否の理由を明確にするよう要求していた。

一方、議権の確立と同時に府県會議員選挙権の拡充も主張した。府県会規則によれば地租一〇円以上の納入者に被選挙権、同五円以上を納めるものに選挙権を与えたが、制限選挙制を主張する改進黨は云うまでもなく、普通選挙制を説く自由党系勢力はなおさら選挙権の拡大を期待した。彼らの主張の要点は府県会の審議する地方税は、地租（国税）に限らず営業税、雑種税なども含むので、いやしくも租税を出すものは皆同一の権利を与えるべきだといふのである。そのうえで民意を代表する議会を開き、現今の府県会規則にある議員の自由な発言を規制する条項を改正し、地方官そのほかの不正行為者に対しては議会で公表するのみならず、「弾劾するの権」を有すべきだといふ。

これら当時の意見は府県会を地方自治の拠点として、国会開設にもなう立憲政体の地方的拠点ならしめようとするもので、民権派なかんずく自由党系の人々によって強く主張されている。これにともない民政の改良が期待され、集會言論出版の自由のほか政費節減および地租軽減による人民生活の安定化が、地方税支出の軽減とも関連して意図されていた。

ところで埼玉県の現実はどうであつたらうか。明治一九年より二三年度にかけての県議會での問題を検討してみよう。

この時期埼玉県会をめぐって発生した問題には県庁移転問題、常置委員選出問題、警察費および警察機密費問題、議員日当問題などがあった。二三年には大水害のため被害をめぐる特別予算審議のための臨時県会が開かれ、地租補助問題を通じこれより展開する地租軽減、地価修正運動の直接的契機となった。当時の県議會の大勢をみると第一表のようになる。圧倒的大勢を占めた改進黨は、二〇年代にはいり漸減し、かわつて自由党が進出する。那別にみれば北足立、新座、比企、横見、秩父、中、北葛飾に改進黨県議が多く、この時期の自由党は入間、高麗、南埼玉郡で伸長する。何故にこの地で自由党が進出するかは地租との関連で後述する。特異な地位を占めているのは大里、榛

第2表 埼玉県議会の勢力分野

改選期 選挙区	明治18. 20 (第5期)	明治20. 11 (第6期)	明治23. 3 (第7期)	明治25. 2 (第8期)
北足立・新座	改 自 中 6	改 自 中 5	改 自 中 5	改 自 中 5 1
入間・高麗	6	5	5	2 4
秩 父	3	3	3 1	3
比企・横見	3 1	3 1 1	3 1	4
児玉・賀美・那珂	2 1	1 2	1 2 4	1 1 1
大里・榛沢・幡羅 ・男衾	5	5	1	3 1 1
北 埼 玉	2 3	2 3	1 4	2 3
南 埼 玉	4	4 1	2 3	1 3
北・中葛飾	4	3 1	4	2 2
合	30 4 6	26 7 7	25 10 5	21 14 5

青木平八「埼玉県政と政党史」

浜、幡羅、男衾郡と隣接する児玉、賀美、那珂郡で、中立系議員（内実は御用派）が多くを占め、北埼玉郡は他郡とは逆に、圧倒的に強かった自由党が中立派の進出を許す郡となっている。

このような勢力分野の変化を前提として県議会内の問題をみれば、明治一九年に発生した熊谷町への県庁移転問題は、議長加藤政之助を中心とする議院内多数派の浦和派（＝改進黨）に対する中立派系議員の多い熊谷派の対抗であった。後者には反加藤派反改進黨派の県北の自由党議員が気脈を通じていたという。事件は薩派に属する県知事吉田清英が当時の県会に絶対多数を占める改進黨の勢力を削ぎ、独断的施政を行うため熊谷町出身の県第二部長長谷川敬助と図り、熊谷県合併以来からの県庁移転を期待する県北住民の気持を利用して、極秘裡に県庁移転の認可を得ようとしたため発生した。内務大臣の決裁をおおぐ直前にこのことを知った加藤政之助は改進黨県議を召集し、直ちに移転反対運動を展開し、山県内相に陳情しその阻止に成功した。この事件は浦和と熊谷という地域的対立に政党的対立が重複し、くわえてこの対立を利用し民党勢力の切り崩しをねらう県知事の恩惑と交錯して発生した。

第3表 埼玉県令の議長および常置委員

	明18. 12	明20. 11	明21. 4	明23. 4
議長	加藤政之助	加藤政之助	加藤政之助	加藤政之助
副議長	高橋荘右衛門	高橋荘右衛門	高橋荘右衛門	福田久松
常置委員	加藤政之助	加藤政之助	加藤政之助	高橋荘右衛門
	高橋荘右衛門	高橋荘右衛門	永田 莊作	八木 橋 克
	福島 耕 助	福田 久松	田中 万次郎	片岡 勇三郎
	福田 久松	斎藤珪次(自)	渡辺 宗三郎	三須丈右衛門
	稲村 貫一郎	鈴木善恭(自)	稲村 貫一郎	篠田 清 嗣

埼玉県議会史 第1巻 卷末付表

第二は常置委員選出問題である。当時、県会に絶対多数を占めた改進黨は県会議長、副議長はもちろん有力県議が選任される常置委員も独占していた。当時の委員は第三表の通りである。明治二〇年一月、県議半数改選後に開かれた役員改選および地方税歳入追加予算を審議すべき臨時集会において、議長および副議長は再選されたが、常置委員の改選で問題が発生した。当時七名の少数派ながら雄弁をもって審議の中心となっていた自由党県議は常置委員に割り込みを図り、改進黨内の反加藤派とむすび斎藤と鈴木を当選させた。このとき自選投票した斎藤の行為が卑劣として糾弾されたため彼は辞職のハメとなり、斎藤の投票状況を洩らした議長加藤も辞任におこまれた。いわゆる自選投票問題である。この後、辞任者相つぎ二一年四月に再び新陣容となった。

第三は警察費および警察機密費の問題である。県庁移転、常置委員問題が県会内の党派的問題とすれば、この問題は官選県知事対議会との、いかえれば権力対人民との対立である。警察費を直接に問題とするまえに、当時の予算審議の状況を計数化すれば第四表のようになる。支出は主要費目のみを示したものであるが、県知事提出の原案に対する議会の可決額を修正率としてみたものである。総額で比較すると、明治一九年以降二三年まで、いずれも減額となり、この減額修正率は一九年が総額五一七六八円減で八・四二%、二〇年が総額五〇三五五円減で八・六五%、二一年はこの間の最高の総額一〇万六二五八円減の二〇%余となっている。支出費目との関連をみれば、土木費お

第4表 埼玉県会の予算審議結果表

(単位：百円)

	明治19年			明治20年			明治21年			明治22年			明治23年		
	原案	可決	修正率	原案	可決	修正率	原案	可決	修正率	原案	可決	修正率	原案	可決	修正率
警察費及警察庁舎建築修繕費	1154	1123	2.7%	1136	1114	2.0%	1114	1108	0.5%	1116	1083	3.0%	1120	1085	3.1%
土木費	1034	861	16.7%	1001	710	29.1%	1348	637	52.8%	827	581	29.7%	1202	1143	5.0%
町村土木補助費	477	241	42.6%	503	378	24.9%	487	299	38.7%	571	770	34.8%	298	290	2.7%
教育費	230	221		243	240		200	188		189	189		182	175	
郡吏員料	650	610		610	605		597	597		486	481		487	443	
戸長以下給料	1160	1160		1160	1160		327	232							
監獄及同建築修繕費	1257	1219	3.0%	993	942	5.2%	960	912	5.1%	908	908		955	922	3.4%
合計	6149	5631	8.4%	5819	5315	8.7%	5243	4181	20.3%	4325	4157	3.9%	4962	4761	4.0%
地租割	2332	1165	50.0%	2350	2098	10.7%	1977	1409	28.7%	1399	1269	9.3%	1874	1731	7.6%
營業税	1299	1295		1252	1197		962	962		998	998		986	988	
雜種税	384	379		409	412		389	405		431	431		444	452	
戸数割	1160	1023	11.8%	1049	918	12.5%	785	593	24.4%	598	598		809	157	6.5%
雜収入	250	250		224	232		426	414		384	354		352	350	
繰越金	93	93		273	273		187	187		333	333		310	310	
国下庫金	266	266		262	257		186	185		185	179		186	186	
他							316	10		7	7		1	1	
合計	6149	5631	8.4%	5819	5385	7.5%	5243	4181	20.3%	4325	4170	3.6%	5044	4851	3.8%

埼玉県議会史 第1巻 単位以下四捨五入

よび町村土木費補助の減額修正率もとても高い、これについて減額率の高いのは警察費及警察庁舎建築修繕費、監獄及監獄建築修繕費などである。教育費や郡吏員給料はほとんど修正されず、戸長以下給料は二一年を最後にして町村費支弁に移管されるため、県予算からは削除されている。このことも関連して県庁原案および決議の総額は二二年まで毎年減っている。松方デフレの影響が県会審議によって一層緊縮して表現されているのであって、民権派が要求していた地租軽減は、他方ではこのような地方財政の緊縮と税負担の軽減として要請されていたのである。

支出に対する収入の減額修正率は、支出の場合と同じような傾向を示すが、費目別にみればとくに地租割と戸数割に高いことがわかる。土地所有者と貧民への配慮によるもので、地租軽減とともに地租附加税的な地方税の軽減を意図した結果である。県から内務大臣宛の二一年度の県会景況報告によれば、「議中多少、減額アリシモ敢テ施行上ニ影響ヲ及サルヲ以テ総テ之ヲ認可セリ」と記したが、実はこの表現は「議決中大ニ減額ニ過キ、或ハ全案否決ノモノアリト雖、敢テ（中略）認可セリ」という文章を修正したものであった。この県会では一方で道路改築事業の停止を建議しており、表現の変更は不急の土木関係費を削減してまで民力休養をはかろうとする人民側の強い要請に動揺した白己の立場の表白であった。

埼玉県における警察費問題は、二一年に桶川警察署改築寄付金および機密費に関して起っている。桶川警察署問題は改築のため募った寄付金が、県庁の独走による法律違反とみなされ、議会では実態調査委員に大島寛爾ら七人を選び、この問題の調査を委任したが、その結果も寄付金は知事の越権行為と断定したため、直接に議会での知事答弁を求めて紛糾した事件である。結局、知事の陳謝で落着となったが、背景には寄付金と称する第二、第三の租税的な強制出金に対する住民の反発があったのである。

またこの問題は同時期に全国的に起っていた警察機密費の問題とも無関係ではない。従来、県予算の表面に登場することのなかった警察機密費が、二二年度予算を審議する二一年県会にはじめて提案されたからである。機密費が機密たるゆえんは警察が当時の支配体制を守るため、反体制派を封じこめるためにその多くを利用する費用だからである。当然当時の急進派たる自由党系の人々からの批判は強くなるを得ない。そのため全国的に、この機密費をめぐって府県会と知事との衝突が起っている。埼玉県会では桶川警察署問題が起る直前に提案され、機密費の使途につ

いて質問が集中したものの、隣接諸県と比較して少額であったことが幸いして紛糾にいたらず、原案一七〇〇円に対し一二五〇円に修正可決された⁴⁾。修正率は二六・五%と高い。当時、東京、京都、大阪をはじめ一九府県でこの問題をめぐって衝突が起り、議事中止や廃案となった場合も多い、これら官と民との対立の背景は、機密費の明確化にもなう出費の増大と、その使途に対する重大な批判が内在していたのであった。

第四は議員日当の増額をめぐる問題である。二一年度埼玉県会は不急の土木費を削る建議の一方で、議員の旅費日当の増額を求める建議を行っている。建議は改進黨の一県議から議事録調査員委設置のための滞在日数の増加を理由に六三七円余の増額要求として出されたものである。これに対し同じ改進黨の高橋莊右衛門から議員は名譽職であるから増額は必要ないとの反対意見が出された。同党所属県議の福島耕助も、「議案ニ向ツテ頻リニ減額ヲ唱ヘルノニ對シテハ、先ヅ已レノ領収スヘキモノヨリ之ヲ減ズルガ至当⁵⁾」として反対したが、採決の結果は賛成過半数で可決成立した。福島⁴⁾の指摘したように、県の原案の減額修正を求めた県会において、一方では少額なりとも自己のための増額を求めて許可されたことは、議会の活躍を注視している人々に奇異の念を起すに充分であった。この問題をめぐり増額派の改進黨に対する減額主張の自由党という党派の対立の図式は、埼玉県会では生まれなかったようであるが、このことは議会外の自由党系の壮士からは激しい批判の対象となった。

翌二二年一月には県内の自由党系の有力者根岸貞三郎、吉田茂助、飯野喜四郎、矢部忠右衛門らは、「県会議員日当増加事件には、充分なる調査を遂げ、来る二月上旬に開会の筈なる第二回埼玉県人懇親会へ提出して当否を決議⁶⁾」に問わんと計画しており、一方、当時、行動的な壮士の一人として活躍していた原又右衛門は、埼玉輿論会を組織し、県議会に対し「勧告状⁷⁾」を提出した。埼玉県人懇親会の詳細は不明であるが、その直後の勧告状の提出であるだけに密接な関連のもので行なわれている。懇親会は三月一七日に大宮でも開催されたらしく、この会においては「県会議員日当増額ノ決議ハ、社会ノ財況ニ反シ、人民ノ生計ニ戻リ、輿論ノ制裁ヲ憚テザル不当ノ所為」として、「小利ニ眩惑セラ良心ノ反照ヲ蔑ニセル者ニシテ、充分徳義上ノ破廉耻罪ヲ構成ス」と決議した。原の勧告状の要点もまたこの点にあり、全県の代表者たる議員の利己主義的態度への批判につらぬかれ、県下輿論にしたがった行動をとるよう勧告したものであった。この勧告と大同派政社「埼玉倶楽部」の結成が無関係ではなかったことは後述する。

当時、全国的にも諸種の問題をめぐって府県議会と県民との間で対立する機会も多くなっており、議会を輿論と直結した代表者会議とみる旧自由党系の人々、とくに壮士は反輿論的な行動をとる府県会議員に対し、議員辞職勧告で対抗していた。改進黨系の読売新聞は、「彼の府県会攪乱の一原因たる壮士の如きハ、チト学校に入りて学問するが宜し⁸⁾」と壮士批判を展開し、逆に旧自由党系の新聞は改進黨系の府県会紛争批判に反批判し、「俗人一輩の如く之を以て忌むべし厭ふべし、擯斥すべしと為すものに非ず⁹⁾」として、かえって「抑も競争ハ進歩の母にして軋轢ハ真理の父¹⁰⁾」として、社会進歩のうえで対立が生ずるのは当然であると主張していた。議員主導の府県会を支持する改進黨と、県下輿論の反映を主張する旧自由道系の人々との対抗が、埼玉県議會をめぐってもうずまいていた。

以上のように埼玉県政もまた官（県・国）と民（議會）との対立を主軸に、自由、改進黨の対抗を横軸として展開していたのであり、帝國議會開設を目前に控えて、その対抗は一層激しさを増す時期であった。以下、自由、改進黨を中心とする当時の政治運動を検討してみよう。

注

- (1) 自由灯 明治一九年二月二〇日社説
- (2)、(3) 明治二二年「庶務部」記録報告雜款 埼玉県立文書館
- (4) 埼玉県議會史 第一卷 八四五ページ
- (5) 同書 八五四ページ
- (6) 東京公論 明治二二年一月一六日雜報
- (7) 越谷市史五 五四〇ページ、東京公論 明治二二年五月二一日雜報「埼玉輿論会の勸告状」 以下同
- (8) 読売新聞 明治二二年二月一九日社説「頃日の府県会ハ国会法に抵触すること多し」
- (9) 東京朝日新聞 明治二二年一月二七日社説「府県会紛擾の二大原因」

三大事件と地方自治

明治一八年一二月、内閣制度が改革され総理大臣伊藤博文（長州）を中心とする薩長藩閥内閣が成立した。外務に

井上馨（長）、内務に山県有朋（長）、司法に山田顕義（長）、大蔵に松方正義（薩）、文部に森有礼（薩）、海軍に西郷従直（薩）、陸軍に大山巖（薩）を配し、薩長の均衡をとりながらもむしろ長州主導の体制で出発した。東京の警察権を掌握する警視總監には薩摩出身の三島通庸が拔擢され、福島・栃木の両県令として政党弾圧に尽した経験がかわれた。この政府は国民が国政に参画する国会開設に先立って、国家に好都合の体制を早めに樹立し、民衆の運動に一定の制約を与えることを課題としていた。

総理伊藤は自身欽定憲法の準備にあたり、外相井上は欧化主義の立場から条約改正事業を担当し、内相山県は地方自治制を用意し、法相山田は法典編纂に着手し、文相森は国家主義的教育を、海相西郷は軍備増強による軍国日本の建設にそれぞれ努力した。このことは国会開設前に民衆の意向を無視して推進されたため、当然に人民のための人民による国民国家の樹立を目指す民衆の反政府運動を強めることになった。

秩父事件や大阪事件が終って、折からの松方蔵相によるデフレ政策の不景気で沈退していた政治運動は、景気の回復にともない再び活発の様相を呈してきた。明治一九年四月、解党した自由党と異って改進黨は党大会を開催し、政府への建議を決定した。当面する課題としてまず「地方分権ヲ請フノ建議」「言論集会ノ自由ヲ求ムルノ建議」¹を提出した。地方分権に関する建議は、府県会の権限を拡張すること、戸長および郡区長を公選することを提議したが、その要点は府県会における権限を地方税の收支決算に限らず、地方税支弁の事業に関する審議にまで拡大し、議員の選挙権を地租にかえて地方税を基準とすべきことと、あわせて知事と府県会との法律上の紛争は、各府県会を代表する二名づつの議官を含んだ元老院によって処理するよう訴えている。集会言論の自由に関する建議は、国会開設を控えて政治活動の活発化をねがい、単に政府内の内閣制改革の如き改良のみが国会準備ではなく、民間における国会準備も助長するため、集会言論の自由を阻害する法律の撤廃を求めたものである。府県自治を中核とする地方自治および政治的自由確立の要求であった。

一方、解党以来、大阪事件で旧黨員の中心部分が多数逮捕されていた旧自由党の政治勢力が、再び結集の契機が与えられたのは、一九年一〇月の全国有志懇親会である。同月二四日、東京の井手村楼に開かれたこの懇親会には、埼玉からの一名を含め全国で二〇四名が出席した。発起人総代星亨は開会の理由を、沈退せし政治運動の覚醒をねが

い、従来の激しき党争の弊を正し、四年後の国会開設にそなえること、「小異を捨て、大同を旨」とするにあると主張した。この会には多勢の旧自由黨員とともに改進黨も参加している。

大同団結の萌芽ともいふべきこの会も、旧自由、改進黨ともに底流に二つの潮流が伏在していた。旧自由党系勢力は自由党の再興をねがい政党組織を企てる星享派とこれに批判的な土佐派との対立であり、すでにこの懇親会の準備会の席上で星は、土佐派に対し「前年マテハ高知モ社会ノ為メニ尽力シタレトモ、数年已来一人モ尽力スル者ナシ（中略）、故ニ吾輩今日ニ尽力セズンバ社会ハ益々退歩」すると一層の努力を要請していた。改進黨の側でも島田三郎は党派心を去るは今日の急務たることを主張し、大同団結の運動に協調する態度を表明したが、同じ改進黨でも「政府ヨリ間接ニ運輸会社ノ手ヲ経テ保護金ヲ受ケ居ルヤノ嫌疑」をうけた報知新聞の社員を中心とする三田派（1）報知派と島田の属する毎日派（2）嚶鳴社派とは陰然とした党内の左右二派をなしていた。大同団結の運動には左派の嚶鳴社系の人々が熱心であった。

^{（6）}同年一二月には後藤象次郎が東北漫遊に出発し、「政府ノ改良ニ熱心シ改良成テ始メテ政党ヲ組織スル事コソ順ナリ」と説き、まず政党よりも「裡面ノ交際」を密にするよう地方有志に訴えている。諸派合併し団結して大同につくよう強調し、全国有志懇親会を契機にもり上った大同団結の考えを明らかにしたのであった。

一九年後半より急速にもり上ったこの運動は、二〇年にはいつて条約改正、板垣受爵問題をめぐって一層高揚するとともに、一方で複雑な様相を呈するにいたる。受爵問題で星享は、大阪の有志者と「板垣受爵シタルヲ以テ、斯ル無節操ノ人物ト将来共ニ政治上ノ運動スベカラスト議決」し、分離独立を主張して土佐派と対立した。この問題をめぐっては「在京黨員沸カ如ク混雜ヲ極」め、また地方有志者の疑惑を深めたという。土佐人では一人中江兆民のみ批判者であった。この騒動は、板垣や土佐派からの分離独立は政府の受爵の目的を達成させるものとみる良識派の存在によって、一応おさまったが、以後この対立は長く尾をひくことになった。

一方、板垣受爵の直後、欧州より帰朝した農商務相谷干城は条約改正を含め、内閣の政略を批判し辞職した。すでに勝安房も時弊二一カ条について内閣に建白し、法律顧問ボアソナードも条約改正草案中の裁判権について忠告する意見書を内閣に提出しており、谷下野を契機に政府の失政批判が一斉に行なわれるにいたった。批判行動の先頭には

在京の壮士が立っていた。とくに受爵で有志者の声望を失った板垣一派は、「自今数層激烈ノ運動ヲ為シ、受爵セシモ精神ノ変ラザル事ヲ社会ニ知ラシムル決心⁹」をした。そして「全国ヨリ政府ニ上書請願書ヲ奉呈シ、大ニ現内閣ノ失政ヲ鳴ラシ、一変更ヲ来タサント¹⁰」計画し、これに対抗する星派とも云うべき関東、東北の旧自由黨員一派は土佐派以上に強力な運動を推進することを申合わせている。

当時、各地方より内閣に提出する請願書の内容について、九月二三日在京有志者が決定した項目はつぎのようのものであった。それは「官吏無責任ノ弊、外交上ノ弊、官吏撰任上ノ弊、理財上ノ弊、裁判上ノ弊、獄事ノ弊、言論圧抑ノ弊、官吏奸商連合私営ノ弊、立法上ノ弊、官吏ノ邪悪、官吏怠慢ノ弊、土木ノ弊、地方議會干渉ノ弊、濫賞濫罰ノ弊¹¹」などである。これら一四項の時弊に關し、各々五枚以上の論文として各地有志者に回覧することを申合わせた。しかし、九月二七日には関東以北の旧自由黨員は会合し、請願運動は「今回ノ条約改正事件失策ノ一事ノミ¹²」をもって政府に迫り、「現内閣ヲ変更¹³」することを決定した。

一〇月四日には浅草鷗遊館に全国有志懇親会を開き、出席者二〇〇余名は「大同共進ノ精神¹⁴」を申合わせている。埼玉県からも永田莊作、高橋安爾、星野平兵衛、大島寛爾、高橋莊右衛門ら改進黨、旧自由党の中心人物が出席した。だがその席上、星享派の壮士が改進黨左派の指導者沼間守一を殴打したため、これを契機に大同團結運動に対する改進黨の熱意は急速に冷えていった。一〇月二十九日には在京二府一五県の有志総代は會議を開き、上書建白は一月一〇日限りとすること、上京者はたゞちに全国有志大懇親会を開くことを申合わせて、東京通信者より各地通信所へ連絡した。これより建白のため有志者の上京が相つき、十一月五日には浅草井生村楼に全国有志懇親会が四〇〇余名の出席で開かれている、改進黨よりの出席者は尾崎行雄のみであった。埼玉県では矢部忠右衛門、岩岡美作、近藤圭三らいずれも旧自由党系の一五人が出席した。

当時の建白を府県別に整理すれば第五表のようになる。建白の内容は条約改正問題だけをとりあげたほか、地租軽減、言論集会の自由をあわせてもりこんだ建白も多かった。そのためこれら三項をもって三大事件と称した。総件数一〇二件のうち条約改正のみをもって建白した件数は三三件に達し、北陸、東北に多い。逆に条約改正、地租軽減、言論集会の自由の三大事件を建白したものは四四件に達し、高知県を中心とした関西地方に多い。政治や財政改革に

第5表 府県別三大事件建白数

(明治20年)

府 県	建白数	内 容 別 建 白 数							署名者数
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
山 形	1	1							5
宮 城	12	11						1	5031
福 島	10	9		1					460
新 潟	5	5							438
長 野	3	2						1	279
山 梨	1	1							4
茨 城	2			1	1				181
栃 木	6	1		1		1		3	393
群 馬	1		1						491
千 葉	4		1		2		1		1786
東 京	1	1							1
富 山	2			1			1		2475
福 井	1					1			67
岐 阜	1			1					168
愛 知	3				1			2	8
三 重	1				1				1
京 都	1				1				92
大 阪	3	1			2				658
兵 庫	1				1				27
島 根	1				1				7
岡 山	3					1		2	53
高 知	32	1		1	30				28977
愛 媛	7		1	1	4	1			528
合 計	102	33	3	7	44	4	2	9	42130

元老院「明治二十年建白一覧表」

建白内容は①条約改正のみ ② 減租または言論集会のみ ③ 条約改正と
 言論財政または減租と言論のみ ④ 条約改正・言論集会・減租 ⑤ 減租
 言論のほか地方自治 ⑥ 三大事件のほか憲法案公示 ⑦ 政治または財政
 更革を主張

ついで建白したのも九件あり、地方自治の確立、憲法草案の公示要求など当時の民間における政治的要求をすべて網羅していた。

署名者数は正確かかわからない。建白総代が署名したのみのものもあり、早急の際とりあえず上京者が署名して提出し、あらためて有志者の署名が集められた場合もあるように思われる。もともと三大事件に関する建白数も表示数が全てではない。県庁に提出されたまま元老院に届いていない建白もあったし、調印準備中の地方も少なくはない。翌年春にかけて元老院または県庁に提出されたものは、表示以外にも数一〇件にのぼる。保安条例公布により上京中の中心的活動家の東京退去が強制され、三大事件建白運動の弾圧が行なわれたが、この運動は当時の全国的な反政府運動の最たるものであった。

埼玉県の場合をみると、第五表にはみられないものの建白総代として斎藤珪次、篠原萬吉らを出京させており、また建白のための上京者を中心に開かれた全国有志懇親会には一五人が出席していたことは前述した。この運動に対し決して無関心ではなかったことは、建白前夜とも云うべき一〇月二日に、浦和玉蔵院に政談演説会を開き、東京から山川善太郎、荒川高俊、堀口昇らの弁士を招き、聴衆六〇〇余人に当面の政治問題を演説し、懇親会では「有志者の団結を謀り、東京を始め各地の有志者と互ひに連絡を通じて、政治改良を計画するの決議」¹⁶をしていたことでも明らかである。にも拘わらず元老院への建白が何故行なわれなかったのか、その理由は不明である。翌年二月には比企郡の改進黨の有志者片岡勇三郎、遠山甚右衛門、岡部雄作らが地租軽減の建白書を提出したことよりみれば、建白体制が当時整っていなかったとも思われる。

三大事件建白運動を主導した旧自由党系の勢力が埼玉県下において結集した時期が遅かったことが、建白できなかった理由と考えられるが、個人的に三大事件のなかでも地租軽減に関心を示した人々¹⁷は多い、旧自由党員の岡田正康は、二一年一月に内大臣三条実美に建白し、国費節減と地租および地方税の軽減を請願した。その内容はつぎのようなものであった。三大事件の建白は軽躁者または壯年輩が名声を博すための行為のように思われている面があるが、いくら彼らが奔走しようとも地方が富裕であれば多くの人々が署名する筈がない。現実には貧困だからである。わが埼玉県は今日まで請願書を出すものがないところよりすれば、あるいは他府県に比較して多少は土地豊饒であるのかも

知れない。だが、私の体験するところではそうとは云えない。参考のため土地収益表を奉呈するので、供覧のうえ以下について歎願したい。

まず「国費ヲ節約シテ軽減スル事」である。国家を維持するものは農民であり、農は天下の大本である。最近は商工は景氣回復の兆候あるも、農はますます疲弊するばかりであるので地租を軽減するため政費節減を期待する。第二は「地方制度ヲ改革シ地方税ヲ減スル事」である。郡役所を統合し、郡長委任事務の一部を戸長に委ね、人民の郡役所出頭経費を節減する。第三は「戸長役場区域ヲ拡大、地方税并町村費ヲ減スル事」である。町村制度を改革し小戸長役場を統合し、村吏を少数とすれば地方税、町村費ともに軽減できる。第四は「町村ノ経済ハ一切其町村会議ニ委ス可キ事」である。町村費は正租七分の一を超えてはいけないという制限があるが徒法である。そのため土木費は協議費と称して金穀、人足を徴発せねばならず、現状では正租の七分の三にもあたる。町村経済はすべて町村会に委ね、政府は干渉すべきではない。町村自治を完全とするよう地方制度の改革を期待するといふものであった。

岡田の提出した作益表によれば、一人当年間衣食住費は一八円九〇銭であるといふ。仮りに一家七人とすれば、一三二円余の収益をあげねばならず、そのためには水田五町歩、畑三町歩を所有する富裕な農家でなければ不可能であつて、それ以下の農家の疲弊の現実を見逃がすことはできないと強調する。まして農家の現実は一、二町歩以下の所有者が多かつた。岡田がこの建白を「北足立郡藤宿連合兼白幡村連合戸長」の肩書きで提出したのは、現実の地方行政の末端実務担当者として、政策と実態との矛盾を指摘し、あわせて地方自治確立の政治的信念を主張したかつたからである。岡田の右のごとき主張は、当時の世論とくに旧自由党系の人々の主張と共通性をもつばかりか、むしろ徹底させている面をもっている。政費節減による地租軽減、地方税、町村費の軽減による農家経済の自立、富裕化を基礎に町村会の権限確保による町村自治の確立、これを基礎とする府県自治、国会自治への展望が与えられているのである。

三大事件建白運動は条約改正問題を突破口としながら地租軽減、地方自治の確立、言論集会の自由をねがう地方豪農層の期待を背景としていた。それだけに運動は全国的にもり上り、地方の政治活動も演説会を中心に盛んになった。演説会を全国的にみれば、政談演説会は明治一九年度の総会数四四八に対し、二〇年度は一一一七会に達し、二

一年度には一六〇一会にもなった。二一年度にはこれ以外の非政談演説会は八七六五会もあったから、演説会は届出だけで一万〇三六六会に達していた。一九年度から二〇年度にかけての増加は、「八月条約改正会議ノ中止ヲ機トシ、各地到ル処一時ニ政談ノ熱度ヲ増加シ、饑々四方ニ狂奔シ、外交政略、内治改良、言論出版ノ自由又ハ租税輕減等ノ事ニ関シ、建白請願等ヲナサンカ為メ、故ラニ懇親会又ハ演説会ヲ開キタル者多キニ由ル」と説明されている。埼玉県の場合も同様で、一九年度二三会の政談演説会は、二〇年度に五九会に増し、とくに熊谷および川越多方に多かった。

注

- (1) 明治一九年「改進黨大会ニ於テ議決セシ建議ノ写」三島家文書 国立国会図書館憲政資料室
- (2) 自由党史 下巻 一五四ページ
- (3) 明治二〇年「旧自由黨員懇親会ヲ開クニ付準備ノ為メ相談会ヲ開ク之景状」三島家文書 前掲
- (4)、(5) 明治一九年「改進黨員島田三郎談話」三島家文書 前掲
- (6) 明治一九年「後藤象次郎漫遊始末」三島家文書 前掲
- (7)、(8) 明治二〇年「板垣受爵ノ件」三島家文書 前掲
- (9) 明治二〇年「条約改正問題ニは巷説」三島家文書 前掲
- (10) 明治二〇年「星等請願書呈出ノ件」三島家文書 前掲
- (11) 明治二〇年「上書内容細目」三島家文書 前掲
- (12)、(13) 明治二〇年「星亨帰京後ノ自由党方針」三島家文書 前掲
- (14) 明治二〇年「連合有志親睦会ノ件」三島家文書 前掲
- (15) 自由党史 下巻 二八三ページ
- (16) 絵入自由新聞 明治二〇年一月二日雑報「浦和の演説会及び有志懇親会」
- (17) 明治二一年「上陳書」三条家文書 国会図書館憲政資料室
- (18) 明治二〇年「内務省報告」 国立公文書館

町村制研究会と改進黨

三大事件まで旧自由党系の諸勢力と一応協調してきた改進黨は、その運動の高揚期にたもとを分ち、わずかに尾崎行雄、角田真平らを残して手をひいてしまった。くわえて井上外相辞任の後、伊藤総理の兼任していた外相のポストに、改進黨の実質上の首領大隈が就任するにおよんで、改進黨と旧自由党系勢力との対立は決定的となった。

当時、改進黨の内部は三派に分かれていた。改進黨の党務に不熱心でもっぱら大隈をおし立てて政府内部に勢力を築こうとする慶応三田派（埼玉県会議長加藤政之助、藤田茂吉ら）と、東京専門学校創設に際し大隈のもとに結集した東京大学出の小野梓を中心とする高田早苗、市島謙吉らの鷗渡会系早稲田派、党務をとりしきっていた党内左派の沼間守一を中心とする嚶鳴社派（毎日派である。この三派は政党論との関連で言えば、前二者は「政党依人論」を、後者は「政党依主義論」を主張し対抗していた。前者は大隈を中心とする政党組織を考え、後者は改進黨主義を採る同志の集合体として改進黨をとらえ、その代表者に大隈を考えるのである。政党観のこのような相違は、現実の活動、とくに政党の基礎強化に関する運動においても異なる。通説的に云われる都市商工ブルジョアジの改進黨というイメージは、とくに三田派が代表していたのであり、自由党系勢力と同じように農村の地主・豪農層に対する運動は、もっぱら左派の毎日派が担当した

二一年四月、浅草鷗遊館に開催した改進黨大会は議長沼間のもとで進行され、間近かに迫った二三年の帝国議会開設にむかつて選挙運動の準備、党員増加策、翌年における総理選出などを決め、事務委員に肥塚竜、箕浦勝人、中野武宮、矢野文雄、加藤政之助、青木匡、大岡育造の七人を選び閉会した。⁽¹⁾ 相変わらず中枢部は肥塚、青木、大岡らの嚶鳴社系と、箕浦、矢野、加藤ら三田派の均衡の上に運営することが決まり、国会選挙にむけて党勢拡大をはかることになった。折から町村制度発布の噂が流れ、改進黨結党以来のスローガンで、しかも一九、二〇年度党大会の決議で建白した地方自治制の実施が間近かに迫っていた。

この市制町村制は同四月二五日に公布された。同法は一年後の二二年四月一日実施と定められたので、以後一年間、各地方の政談、学術演説会は直接、間接を問わずこの問題に触れたばかりではなく、市町村制研究会または自治

制研究会、地方制度研究会と称してこの問題に限っての講談会が開かれた。各地の研究会の発展は、党勢拡張の一方法でもあった。この検討は後にまわし、まず中央における党勢拡張の方法を検討しておこう。

改進黨三派のうち鷗渡会は、同八月、岡山兼吉、高田早苗の主導のもとに明治倶楽部を組織した。この倶楽部組織の目的は政治上の改良のみならず法律、経済、道徳上の改良も改進黨主義を利用して地方有力者のうち政治的関心のないものや、郡長、戸長など役職上政治的立場を明確にしない人々を組織化することを意図していた。中央においても明治倶楽部をもって有名無実の改進黨の現実を克服するための手段とし、大隈の独走をチェックするとともに、改進黨の地方諸組織の中央連絡組織とすることを目的としたのである。中立派として学者中心の鷗渡会の主張を、現実の政党組織の基礎に応用したのである。このように政治的未覚醒者を党の基礎にとりこみ、その中央組織として位置づけられた明治倶楽部は、一方では倶楽部員を中心に、全国各地に同好会組織を發展させ、他方では東京に倶楽部の月次会を開いて各地の状況分析を行った。新潟県における市島謙吉を中心とする同好会や、栃木県の田中正造を中心とする下野明治倶楽部の組織化は、前者の典型的な事例であった。

明治倶楽部の中央での具体的な活動は明らかではない。八月一〇日の総会は改進黨系の有力者六五名が出席し、幹事に須藤時一郎、田口卯吉、藤田茂吉、吉田憲六、青木匡、高田早苗、加藤政之助の七人を選出した。埼玉県からは稲村貫一郎、渡辺宗三郎、高橋莊右衛門、永田莊作、福島耕助ら有力な改進黨の県会議員が出席している⁽²⁾。毎月の月次会で新入会者を許可したが、会員も徐々に増加したらしい。埼玉県の場合、一月の月次会では遠山甚右衛門、片岡勇三郎ら県会議員ないし県議クラスの有力者一名が入会し、一二月には佐藤乾信、新野田要輔が、翌年一月には野口本之助、田中一郎ら九名が、二月には平野元治が入会している。これで県内の改進黨ないし同党系県会議員、県議クラスの有力者をほとんど網羅するにいたった。

二二年二月の改進黨大会は党事務所⁽³⁾の独立、書記の専任化、各府県における党務総裁者の設置など、党務体制の確立と地方遊説計画が討議された。これは明治倶楽部の組織化ののち、全国各地で發展してきた地方組織を、正式な党組織の一環として中央組織のもとに編成しなおそうとするものであった。そのため、従来の明治倶楽部の役割は一応党組織の中に解消されるわけで、以後この倶楽部の動向は報道されなくなる。この党大会は旧自由党勢力の推進する

大同團結運動に対抗して、改進黨の独自の立場を確立する必要から、政治的主張を明確化せねばならず、社交親睦結社の意義は薄れていったものと思われる。

だが、明治倶楽部にかわって運動の前面に据えられた党務体制の中央・地方での確立は、二月以降どのように推進されたかは明らかでない。埼玉県においても明治倶楽部への組織化が県会議員を中心に行なわれながら、それ以上に拡大されず、なおかつ倶楽部員が個々に県下で地域結社を組織しながらも県全体に統一化された形跡はみられない。明治倶楽部の入会も個人的参加の域を出なかつたと思われるので、同倶楽部の中央連絡組織としての機能が發揮されたか否かはわからない。このような現状から改進黨の党務体制の中に、県内諸団体がそれほど強固な組織として移行したとは思われない。

全国各地における倶楽部の組織化は、二一年以来急速に進展する。この組織化の原動力となつたのは市町村制研究会を含む各種の地域的研究会であつた。市町村制研究会が各地で組織化されるのは二一年七月頃からである。この研究会が政治的または社交親睦結社と化す關係を、当時の新聞報道にみれば、「市町村制度の發布ありてより以来、当区（名古屋）内に於ても其研究会を開設すること恰も一種の流行物の如くなりて、東西南北所々に標札を掲げて代官人等を招聘して研究を為すもの少なからず、中には名を市町村制度研究会に托して陰に來年四月市長選挙の下繕ひを為すものあれば、又藉て以て政治上の團結を計らんとするもあり、去ればにや現在、研究会の数を算ふれば蓋し十余ヶ所⁽⁴⁾と云われている。静岡県では「県下各地の有志者ハ、同制（市町村制）を研究する為め、夫れ小團結を為さんものと昨今頻りに奔走中⁽⁵⁾」と云い、群馬県は「各町村に於て自治会或ハ研究会を起⁽⁶⁾」している。法律上の研究会とは云え、会の中心人物または招聘講師の意見によつては、政治的主張をもち政社化する場合も多かつた。

埼玉県の場合をみれば、大里郡はじめ県北諸郡は「現今、政学ヲ講シ実理ヲ究ムルモノ日ニ益増多スルヲ見ル、既ニ客年四月町村制公布以降、町村會議員、各村惣代人等ハ地方有志者ト謀リ、独立自治ノ真理ヲ講シ、或ハ学士ヲ聘シテ本制主旨ノ蘊奧ヲ極メントスルノ挙各所ニ起⁽⁷⁾」っており、北中葛飾郡も「近來法律研究会ノ各所ニ起ルヲ見ル、蓋シ町村制ノ發布ニヨリ俄然政治思想ヲ喚起シタルニ因ル⁽⁸⁾」という。また北足立、新座郡も町村制公布後、「中流以上ノ人士間ニハ稍政治ノ思想ヲ挑撥シ、其法律ヲ講習シ政治書ヲ繙クモノヲ増加セリ、草加自治制研究会、鴻巣倶楽

部興起セルカ如キ即其兆候」であつた。町村制公布以来、町村人民が自己の手で町村合併を推進するための方策を、積極的に勉強しはじめたのである。

当時の市町村制研究会の一例をあげればつぎのようになる。

町村制講義会規約⁽¹⁰⁾

第一条

本会ハ町村制講義会ヲ開クヲ以テ目的トス

第二条

本会ハ入会セント欲スル者ハ幹事ニ申込、其承認ヲ得ベシ

第三条

本会ハ毎月二回(第一第三土曜日)久喜町共有館ニ於テ開ク

但会員多数ノ需メニ仍リテ幸手宿ニ開ク事アルベシ

第四条

本会ハ毎回講師一名ヲ聘スベシ

第五―九条略

明治廿一年十二月廿三日

講義会発起人

渡辺宗三郎、渡辺湜、渡辺嘉藤次、高橋莊之丞、土屋与作、長瀬清一郎、野口襲、大島寛爾、新井啓一郎(以下一〇名略)

発起人をみればいずれも久喜、幸手を中心とする南埼玉郡北部、中葛飾郡の旧自由党系の有力者である(宗三郎のみ改進黨系、のち自由党に接近する人物)。この会は翌二二年三月には憲法発布にともなつて憲法のほか経済、宗教、衛

生などの研究も兼ねた「同志研究会」⁽¹¹⁾に発展し、さらに同年六月には衆議院議員候補者をめぐって県の中央部と対立し、独自候補を推して選挙運動をする「蘭交会」(のち蘭交倶楽部)へと展開する⁽¹²⁾。

旧自由党系の町村制研究会に比較すると、より活発であったのは改進黨系のそれである。草加自治制研究会は「学術研究会」⁽¹³⁾として二十一年七月一日に結成された。発会式には北足立(草加近傍)、南埼玉(八潮地域)、北葛飾(二合半領)郡にわたる会員一三〇名が出席し、会長に高橋莊右衛門、副会長に諸木弥十郎、幹事に佐藤乾信、戸塚弥吉ら五名を選出した。会員の居住地域はかつての民権結社「草加嚶鳴社」⁽¹⁴⁾の影響下にあり、一〇年代後半以来改進黨の基盤であった。この研究会は一時、三郡倶楽部も組織したが憲法発布と同時に公布された衆議院議員選挙法により、北足立郡は第一区に、南埼玉・北葛飾郡は第三区に分離したため分裂し、南埼玉・北葛飾郡の地は二十二年三月に新たに埼玉倶楽部を結成する。この倶楽部もまた「毎月一回政治学の講義会を開」⁽¹⁵⁾設し、「公益を図るの目的」⁽¹⁶⁾を達成しようとする結社であった。

一方、「川越地方制度研究会」⁽¹⁶⁾が設立されるのは一月である。同月一八日に発会式を挙行し、高田早苗、宇川盛三郎の二人を招いて演説会を開いている。会員約二〇〇名、発起人は福田久松、大沢禎三、綾部総兵衛ら川越近傍の改進黨県議ないし県議クラスの人々であった。同地方は明治一五年以来改進黨の勢力がつよく、一七年には東京専門学校講師高田早苗、天野為之らと結んで「川越学術研究会」⁽¹⁷⁾が開かれていた。明治二十一年当時、すでに川越倶楽部が組織されており、地方制度研究会の発会式後の懇親会はこの川越倶楽部で開かれている。川越倶楽部の実態は不明であるが、その規約はつぎのようである。

川越倶楽部規約⁽¹⁸⁾

- 第一条、本部ハ有志共同ヲ以テ成立シ、社交上互ニ親睦娛樂ヲナス
- 第二条、本部ノ会場ハ埼玉県入間郡川越町ニ設置シ、之ヲ聚楽館ト称ス。
- 第三条、会員タルヲ得ヘキモノハ埼玉県川越又ハ其最寄地方ノモノトス
- 第四―一八条 省略
- 第一九条、会員ハ春秋二回總會ヲ挙行ス

第二〇条、毎月第二日曜日ヲ以テ、本会ノ月次会ヲ举行ス
第二一―二三条 省略

川越倶楽部は他と異なり、町村制研究会を母体として成立したというよりは、倶楽部の結合を基礎として研究会が組織された例といえよう。

このほか改進黨系の人々による町村制研究会は不動岡、粕壁、越ヶ谷、谷塚、熊谷などで開催されている。粕壁では憲法発布後、これら研究会を基礎に「粕壁学術研究会」⁽¹⁹⁾が組織され、会頭に多田亀十郎、幹事に吉村栄三郎ら五人を選んでいる。改進黨員福島耕助を中心とする鴻巣倶楽部もまた町村制研究会をその事業に含んで組織化されたものであった、同倶楽部の目的は「学術、農商工業、現行法律等を研究し、公私の利益を謀る」⁽²⁰⁾ことであつた。町村制・憲法・民法などの研究を目ざした松山町法律講談会もまたその一つであり、後の松山倶楽部の母体となつたものと思われる。このように町村制研究会から政治上の親睦団体に発展する例は他県にも多い。

改進黨において町村制研究会への講師派遣および地方有志者の組織化に、積極的に対応したのは鷗渡会ないしは嚶鳴社系の人々であつた。小野梓没後、鷗渡会系を中心として活躍した高田早苗は、読売新聞を主催するとともに、憲法発布と町村制を研究するため雑誌「憲法雑誌」を創刊し、憲法および地方制度に関する演説に社員を派出し改進黨の普及に努めている。憲法雑誌社は東京専門学校の講師を中心に組織され、川越および草加地域の研究会は、同社員で明治法律学校講師を兼務した宇川盛三郎と明治の卒業生井本常治が中心となつた。

高田の主催した憲法雑誌は、講壇改進黨主義を標榜した。「講壇改進黨とハ余輩同志が、講席にありて平生研究したる学理的の智識を普及伝播せしめ、実際の政治を補益し、社会の改進黨を助けん」⁽²¹⁾とするもので、政治上の主義ではなく学問上の主義であるという。この「学理応用を旨とするの政談」⁽²²⁾は、その故に学問的講義的性格をもち研究会とはいへ学術演説会的要素をもつものであつた。直接的には政治的に未開な地方有志者に、急激粗暴の空論ならざる秩序的進歩のための着実な学理の普及を意図した。その限り政談演説会を中心に町村制や憲法のあり方を批判する嚶鳴社や旧自由党系の人々とは異つていた。

市町村制に関する高田や宇川の主張は、ほとんど公布された法律の肯定論である。彼らは公布された町村制の逐条解釈による技術的評価がその主たる関心事であった。したがって地方自治的部分を高く評価し、旧慣を保存し激変を避ける町村制の穩健的肯定論である。町村制に対する旧自由党系の人々の主張をみればそれほど単純ではない。高田の主筆をする読売新聞は、新潟県会の旧自由党員による町村制実施延期の建議計画を批判したが、その建議は町村制が本来平等の筈の町村民を住民と公民とに分ち、公民にしか選挙権を与えないことを批判したのである。等級選挙制を導入し、しかも有権者を公民に限る現行法の実施を延期し、四民平等の原則を守るためにも住民に等差をつけるが如き生活の実態をまず矯正し、地租および諸負担を軽減し、町村民の民力休養の方策をたてるのが先決としたのであった。その限り彼らは与えられた地方自治の名目性を強く批判した。

注

- (1) 朝野新聞、明治二年四月一〇日雑報「改進黨大会及懇親会景況」
- (2) 朝野新聞、明治二年八月二日雑報「明治俱樂部」
- (3) 朝野新聞、明治二年二月一九日雑報「改進黨大会并懇親会景況」 埼玉県からの出席者は石井弁助、遠山甚右衛門、遠山駒造、大島寛爾、片岡勇三郎、片岡鴻太郎、高橋荘右衛門、福田久松、永田莊作
- (4) 朝野新聞、明治二年九月二八日雑報「名古屋通信」
- (5) 東雲新聞、明治二年六月一日雑報
- (6) 朝野新聞、明治二年九月一日雑報
- (7)、(8)、(9) 明治二年「庶務部」記録報告雑款 埼玉県立文書館
- (10) 町村制講義会規約 入間郡鶴ヶ島町 田中家文書、県立文書館
- (11) 「明治之輿論」第三号 四五ページ
- (12) なお北埼玉郡においても次の如き研究会が開かれていた(明治二三年「県会中書類」羽生市桑崎 小沢家文書)。

有志北埼玉学術研究会概則

第一条、本会ノ目的ハ専ラ学術ヲ研究スルニアリテ、彼此相互ノ交際ヲ親密ニシ、郡下ノ団結ヲ鞏固ニシテ以テ将来ノ福祉ヲ企図スル事

第二条、本会ハ毫モ政党ノ分子ヲ含有セザル事

第三条、本会ハ毎月一會開会スル事、但第二日曜日

第四条、本会ハ先ツ着々町村制及ヒ憲法ノ義理ヲ研究スル事

第五一七条 省略

この概則第二条によれば、研究会は政党に無関係とある。發起人に堀越寛介、根岸貞三郎ら旧自由党系の人々のほか湯本義憲、小沢愛次郎らのちの国民派の人々も含まれたからであろう。

(13) 毎日新聞、明治二十一年七月一日雑報

(14) 拙稿「埼玉県下における自由・改進黨組織化の特質」埼玉県史研究二号

(15) 読売新報、明治二十三年一月一六日雑報「埼玉倶楽部の總會」

(16) 読売新聞、明治二十一年一月二二日雑報

(17) 毎日新聞、明治二十七年五月一六日雑報

(18) 「川越倶楽部規約」入間郡鶴ヶ島町 田中家文書 前掲

(19) 「明治之輿論」第一七号 四二ページ

(20) 政論 第四号 明治二十一年七月一五期刊

(21)、(22) 「憲法雜誌」第一号 二ページ

大同派の成立と埼玉倶楽部

改進黨の離脱後、旧自由党系勢力を中心とする大同団結運動は、二二年後半に全国的に発展する。この運動は後藤象次郎の二一年四月二二日、福島における東北七州有志懇親会への出席、七月五日からの信州、新潟、山形、秋田、青森、岩手、福島、茨城にかけての四八日間の漫遊、九月中旬の埼玉、群馬、千葉、神奈川県への遊説、また一二月七日から翌年一月にかけての三重、愛知、岐阜、福井、石川、富山、新潟、長野、山梨、静岡にかけての四九日間の漫遊が、その展開のすゝみとなった。この間、一〇月一四日には大阪で全国有志大懇親会、同二八日には肥後山鹿で九州有志委員会が開催され、「其火勢は東北に起り大阪に移り、今や飛びて九州の或る地方にも焚へ附かんと⁽¹⁾」していた。

地域的にも五月には長野県有志大懇親会、濃飛有志懇親会、七月に神奈川県旧自由党懇親会、四県六国懇親会（関東懇親会と改称）、一〇月には茨城県有志懇親会、関東懇親会、若越二州有志懇親会、福島県国民大懇親会、三重・愛知・岐阜三県有志懇親会、東北有志懇親会、信濃全国大懇親会、丹波有志懇親会、東北十五州委員会などが開かれ、各地の結合強化がはかられている。この動向に刺激され、各府県においても地域毎の団結の気運が急速に盛り上っていった。「二十一年に至てハ有志懇親会、政談演説会、政社倶楽部の設置、新聞雑誌の刊行等頻りに流行」するのである。後藤象次郎の機関紙「政論」によれば、大同団結の必要性を①藩閥政治を排斥する為め、②国会に勢力を得るため、③外交政略の為めの三点に認めており、ともすれば「藩閥情実を打破し、国権を拡張する」運動として展開された。

明治三十二年には二月の憲法発布を契機に大赦で大阪事件、保安条例、秘密出版事件などのほか官吏侮辱罪、爆発物罪則犯、集会条例違反としてとらわれていた人々の出獄で、政況は一層活気をおびた。これらの人々はかつての政治運動の実際の推進者であっただけに、彼ら中心の運動が再び盛り上るからである。なかでも二月一八日浅草鷗遊館に開かれた大赦出獄人ならびに保安条例による退去解除者の祝宴会は、旧自由党東京地方部の再興を意図する東京有志懇親会の開設に向けて動き出す契機となり、大同団結運動の台風の目ともなった。

この東京有志懇親会は三月二一日、同じ鷗遊館に大井憲太郎、井上角五郎らを発起人として、有志三二一名を集めて開かれている。出席者は東京五五名、神奈川三二名、千葉二二名、埼玉一五名など関東各府県を中心に全国各地におよんでいた。懇親会の席上、「本会の目的ハ會員相互の交際を親密にし、且公衆の実利を希⁽⁴⁾する東京倶楽部の設置が決議され、議長屋享の提出した大同派への連合議案も一八七対三四で可決された。当時、大同派の首領後藤の入閣問題が関心を集めていた。この問題は大同団結運動を推進する人々に様々な衝撃をあたえ、とくに東京倶楽部に結集した人々は左派的立場から主張する者が多く、これに批判的であった。すでに前例として改進黨の実質的な首領大隈の外相としての入閣があり、大同団結運動における改進黨勢力の政府側へのだき込み的性格を知っていたこれらの人々は、今また後藤の黒田内閣への入閣が、再び高揚してきた大同団結運動に水をさそうとするものであることを敏感に感じていた。この件に対し大井憲太郎は意見を述べ、本会の大同団結への賛成は後藤象次郎があるためではなく、

国家の必要、社会の現実に要請されて賛成するまで、あって、後藤が「大同派の一人」⁽⁶⁾として入閣しても、大同団結の運動に関係はないことを主張した。星亨もまた「大同派に連合するハ後藤伯に連合するに非ずして主義に連合する」⁽⁶⁾ことを述べ、反対者を説得し、大同派への連合を決めたのであった。

後藤はこの東京有志懇親会が開かれた翌日、逓信大臣として入閣した。自身は内閣において大同主義の貫徹を期することを願っていたが、入閣に際し批判勢力が根強く存在したため、後藤を中心に展開していた大同団結運動は、やがて分裂の危険にさらされるにいたった。この分裂は翌月、五月一〇日に開催する大会に向けて提出すべき主義綱領、および審議案の起草委員会で顕在化した。この委員会で組織問題をめぐり意見が対立して、後藤入閣により動揺している大同派の結束強化をめぐり、一方は明確な政策綱領を掲げる政社組織にすべしとする説と、他方は大同団結運動は政社組織にするまで成熟していないので、当分各個人の親睦をはかる非政社組織にとどめるべしとする説の対立である。組織問題をめぐって表出されたこの対立は、当然、今後の運動方針をめぐる基本的対立をも内包していた。後藤を支持し、政社という一定の枠内で運動を展開しようとする漸進的な前者に対し、後者は後藤の入閣を批判し、集会条例の適用のもとに活動を制限される政社をきらい、他のあらゆる結社との共同闘争を可能とし、共同統一戦線の組織化に非政社の方が有利とみたのである。委員会には埼玉県より矢部忠右衛門、斎藤珪次が出席し、後者と共同歩調をとっていた。

河野広中の調停もむなしく、両派はついに五月四日に決別した。予定していた一〇日の大会は分裂大会となり、政社は江東中村楼に各府県一二〇余の団体から委員二三三名、そのほか有志約一五〇名ほどが集会し、政社組織による大同倶楽部を結成した。倶楽部の運動目的に、「我国独立ノ大権ヲ鞏固ニスル事、責任内閣ノ実行ヲ期スル事、財政ヲ整理シ民力ノ休養ヲ謀ル事、地方自治ノ制度ヲ完成スル事、言論集会結社等ノ自由ヲ期スル事」⁽⁷⁾等を掲げていた。同じ日、非政社は柳橋万八楼に協議会を開き、一府一県の委員八四名が集まり大同協和会を結成した。会の目的は「各人相互ノ交際ヲ親密ニスル為メ」⁽⁸⁾とされたのみであったが、従来行きがかりからみれば、大同倶楽部以上に財政整理（＝政費節減）、地租軽減、民力休養、地方自治、責任内閣制の確立の理念をつよくもった団体であったといえよう。

ところで後藤の漫遊により盛り上った大同団結運動が分裂するまでの、二一年五月以降、二二年五月まで一年間の埼玉県下の動向をみればつきようである。県議会の動向、町村制研究会をめぐる改進黨の運動については前述したが、この時期、五月一三日には大宮公園において埼玉郷友会春期大会と埼玉有志協議会の第三回会合が開かれて⁽⁹⁾いる。会合の内容は不明であるが、恐らく大同団結運動に対応する県内の旧自由党系勢力の定期会合であったと思われる。県下の大同派は七月七日、結城町における第一回関東懇親会には近藤圭三をおくり、九月一五日には後藤象次郎を熊谷の熊谷寺にむかえて埼玉人懇親会を開いている。野口麩、矢部忠右衛門、根岸貞三郎、岩田猛、飯野喜四郎、長瀬清一郎、近藤圭三らを準備掛として開かれたこの懇親会で後藤は外交政略、治外法権の不利性、内治改良、大同団結の必要を説いている。⁽¹⁰⁾一〇月七日、千葉町に開催の第二回関東懇親会の発起人には近藤、矢部、野口、根岸らが参画し、同一四日の国会開設の詔勅発布七周年を記念して開かれた大阪の全国有志懇親会には矢部をおくっている。「埼玉県の有志惣代として大阪全国有志懇親会に臨みたる矢部忠右衛門氏は、此程帰県したるに付、野口麩、飯野喜四郎、岩田猛、鈴木善恭、大越栄一郎、近藤圭三其他数氏の発起にて、本月十一日矢部氏の慰労旁大阪大会の景況報告の爲め、同志懇親会を開き政談演説会を催⁽¹¹⁾」しており、県内の自由党系勢力は全国的動向に呼応して、活動を活性化させている。

大阪の懇親会に惣代として出席した矢部は、この時期、埼玉県下の大同団結運動の中心にあり、二二年においても同様であった。二月一日憲法発布の恩赦により出獄した旧自由党系の活動家の慰労会も、矢部らが中心となって大宮氷川公園に開いている。この間の事情は「大井憲太郎、星享の諸氏出獄す。其無事を祝する爲め、君同志と諸氏を招き亦氷川公園に於て宴を開く。会する者無⁽¹²⁾勉三百人、埼玉俱樂部此の時に創まる。君実に発議者たり、爾来、君は同倶楽部の幹事長として専ら県下の団結を⁽¹²⁾図る」と伝えられている。

埼玉県下の大同団結運動が旧自由党員を中心に推進され、旧自由党の活動家たる出獄者の慰労会も、この運動の一環として開催されたことは、県下の運動を必然的に旧自由党の再興を図ろうとする東京倶楽部に接近させ、また後藤派とも云うべき政社派に対立する非政社派の大同協和会へ連合させるにいたった。矢部は東京倶楽部の創設に参画したばかりでなく、その後の条約改正中止運動や自由党の再興などに埼玉俱樂部を代表して参加した。三月二一日の東

京有志懇親会とその席上で結成された東京倶楽部へは埼玉県から多数が出席し、加盟した。⁽¹³⁾

埼玉県では四月五日に、大宮で政談演説会および有志懇親会を開き、東京倶楽部傘下の一団体として運動することを正式に確定した。この会の景況を当時の新聞はつぎのように伝えている。「旧自由黨員矢部忠右衛門、近藤圭三、野口襲、齋藤珪次、根岸貞三郎、辻村共之、坂泰碩、榎木寛則、吉田茂助（中略）等諸氏ハ自ら発起者となり、本月五日、大宮氷川公園内西角井正男氏の宅に政談演説会並びに埼玉有志懇親会を開きたり、当日、東京より大井憲太郎、星亨、井上角五郎（中略）畑下熊野等の諸氏が招待され、十一時四十分上野発の汽車にて到着するを期とし、先づ演説会を始め（中略）二百余名の聴衆……、懇親会を催ふしたるに会する者八十三名、坐定まるに及んで齋藤氏ハ開会の主旨を演ぶると同時に、埼玉倶楽部設立の必要を説き、規約案を頒ちしところ忽ち多数の賛成者ありて、之れを設立することに決したりと」。東京倶楽部の主要メンバーを招待し、埼玉倶楽部設立を決定したのである。⁽¹⁴⁾席上、提案され可決した倶楽部規約はつぎのようであった。

埼玉倶楽部規約⁽¹⁵⁾

- 第一条、本部ハ埼玉倶楽部ト称シ、事務所ヲ北足立郡大宮町ニ設置ス
- 第二条、本部ノ目的ハ会員相互ノ交際ヲ親密ニシ、且公衆ノ実利ヲ希図スルニアリ
- 第三条、本部ニ加入セント欲スル者ハ、住所姓名ヲ記シ事務所ヘ申込ムベシ
- 第四条、会員ハ毎月会費拾銭宛前納スベシ
- 第五条、本部ハ毎年二回（^{五期}）大集会ヲ開キ、毎月小集会ヲ開クモノトス
- 第六条、大会ニ於テハ本会ノ目的ヲ達スル方法ヲ協議シ、小集会ニ於テハ随意ノ談話ヲ為スモノトス
- 第七条、本部ハ常議員六名、幹事三名ヲ置ク、常議員ハ毎年初期大会ニ於テ会員中ヨリ互撰シ、幹事ハ常議員之ヲ選定スルモノトス

第八条、幹事ハ常議員ノ協賛ヲ經、一切ノ事務ヲ処理シ、大会毎トニ會計ノ決算ヲ報道スベシ

第九条、会員少クモ拾名以上團結シテ一区トナシ、毎区通信員一名ヲ定メ、事務所ニ届ケ置クモノトス

第十条、通信員ハ事務所ノ報道ニ接スルトキハ、直チニ之ヲ会員ニ報シ、且其区内ノ会費ヲ集メ、事務所ニ送金スル

モノトス

但シ至急ヲ要スル件ハ、事務所會員間直チニ通信スル事ヲ得

第十一条、本部ノ維持費ハ会費及ヒ篤志會員ノ寄附金ヲ以テ之ニ充ルモノトス

明治廿二年第四月

埼玉県北足立郡大宮町

矢部忠右衛門方

埼玉倶楽部仮事務所

埼玉倶楽部結成の勢いをもって大同派による県内遊説は、国会議員選挙にむけて高揚していった。同月、倶楽部発起人らは東京より新井章吾、井上角五郎、吉田正春らをむかえて県内諸地域の巡回演説を開始した。規約にもとづき六月二日、熊谷町熊谷寺に埼玉倶楽部の初大会を兼ね政談演説会を開いた。

大会は議長根岸貞三郎の司会で進められ、常議員数を各部一名、幹事五名に改めた。この幹事には矢部忠右衛門、高橋安爾、斎藤珪次、大島寛爾、根岸貞三郎が当選し、「大同協和会に気脈を通ずる¹⁶⁾」ことを確認した。本部は大宮町矢部宅より移し浦和町高砂町一五二番地に設置し、幹事根岸が常駐として事務を処理することに決定した。埼玉倶楽部は運動方針に前述の如く県内各地の巡回演説を計画し、この頃までには予定四〇カ所のうち二七カ所で開いている。大沢町では近藤圭三、川上参三郎、原又右衛門らを中心に開かれた大同派演説会を契機に、「同和会¹⁷⁾」が結成され、忍町では巡回演説を契機に、今津徳之助、大沢半之助らが中心に「交誼会¹⁸⁾」を結成した。幸手町の大同派演説会でも「蘭交会¹⁹⁾」が生まれている。このような動向を、新聞は「抑も同県下ハ是迄改進黨の巢窟となり、旧自由党の如きハ稀に在る所にして、仮令ば県會議員の如きも、過般改進黨の人に占められしが、当春以来、同県倶楽部（埼玉倶楽部）発起人諸氏の力に依りて形勢頓に一変し、至る所住く所大同派の発興せざるなく²⁰⁾」と伝えていた。

注

- (1) 「国民之友」第三四号 一七二ページ
- (2) 東雲新聞 明治三十二年二月六日社説「明治二十一年記事」
- (3) 東雲新聞 明治三十二年一月二十九日社説「自由黨員諸子の大会に就て」
- (4)、(5) 東雲新聞 明治三十二年三月二十六日雜報
- (6) 東京公論 明治三十二年三月二十三日雜報「東京有志懇親会の景況」
- (7)、(8) 明治政史 下巻六九、七〇ページ
- (9) 毎日新聞 明治三十二年五月一日広告
- (10) 毎日新聞 明治三十二年九月一八日雜報
- (11) 「政論」第一号 五九ページ
- (12) 川上參三郎「故矢部忠右衛門君之小伝」埼玉平民雜誌 第一号 四〇ページ
- (13) 浅草鷗遊館の東京有志懇親会には埼玉から矢部、野口、根岸のほか三上孝太郎、小和瀬金次郎、白石太平、阪泰碩、山岡又五郎、金沢勘次郎、宮前藤十郎、武正美三郎、吉田茂助、川上朝太郎、小沢祐助、星野直包らが出席した。東京倶楽部に矢部、野口、根岸、三上、小和瀬、白石、阪、武正、吉田、小沢、星野のほか近藤圭三、川上參三郎、辻村共之らが加盟した。(「東京倶楽部人名」河野広中家文書、国会図書館憲政資料室)
- (14) 東雲新聞 明治三十二年四月九日雜報「埼玉の演説並に懇親会」
- (15) 「埼玉倶楽部規約」入間市志茂町二丁目 横田半三家文書、なおこの規約は前述した原又右衛門の名による「埼玉輿論会」の県会議員日当増額問題批判の「勧告状」に貼付され保存されていた。埼玉輿論会名の下には原のほか吉田、口村の朱印が^(?)おとしてあり、勧告は原個人のものではなく、埼玉倶楽部の結成と連動していたことをうかがわせる。
- (16) 絵入自由新聞 明治三十二年六月四日雜報「埼玉県熊谷通信」
- (17) 東西新聞 明治三十二年四月一六日雜報「大沢演説会並に井上氏の雄弁」
- (18) 絵入自由新聞 明治三十二年五月二一日雜報「埼玉県下の政況」
- (19) 絵入自由新聞 明治三十二年六月一八日雜報「埼玉県幸手町政談演説会の景況」
- (20) (18) に同じ

条約改正建白運動と諸政社

埼玉倶楽部が大会を開き、名実ともに政社的な親睦結社として旗上げを完了した六月は、前外相井上馨よりひきついで大隈外相による条約改正交渉の内容が、国内に明らかになった時期であった。

大隈改正案は四月一九日に、ロンドンのタイムズ紙上に掲載され、五月三十一日にその訳文が「日本」紙上に掲載され国内に伝えられた。条約改正交渉は米、英、仏などについて六月一日には独と調印し、オランダ、ベルギーなどの調印をのこし大詰めをむかえていた。国内では報知をはじめとする改進黨系の新聞紙が大隈を賞賛する記事を掲げて宣伝したため、これに対立する大同団結派は、その内容を批判する反対運動に立ち上るにいたった。東京新報は論説上で条約改正の実をかちとるためには、純然たる自主権を回復せねばならないと主張し、内容の不備を指摘したため発行停止処分をうけた。

条約改正中止の運動に、最初に立上ったのは大同派のなかでも大同協和会の人々である。東京本部詰の斎藤珪次、林包明、黒岩周六らの大同協和会員が、条約改正中止の建白書を起草し、六月の月次会で字句を修正し、渡辺小太郎、小久保喜七を捧呈委員に選出し、元老院に提出したのは七月七日のことであった。同会系の壮士、南埼玉郡荻島村出身の川上参三郎もまた一三日に、元老院に出頭し改正中止建白書を提出した。この時期、大同協和会に属する関東派の各地に、本部から遊説員が派遣され運動の推進を督促している。遊説員持田若佐は一日に東京を發し、栃木町で同志に東京有志の建白の趣旨および手続法を伝えて建白の約束をとりつけ、一二日には宇都宮町の下野倶楽部に有志者を集めて建白の手筈をきめ、一三日には前橋の上毛民会で打合わせ、一四日に浦和の埼玉倶楽部で有志と相談した。このとき埼玉倶楽部の林包明、斎藤珪次、矢部其他数名の「有志諸氏ハ、東西奔走して已に浦和、蕨、大宮、与野等の町村より建白する運びに至¹⁾」っていたという。東京本部の建白に埼玉倶楽部員斎藤、林を含んでいたことが、県下の対応を早めたのであろう。中止運動の発生にもない倶楽部組織も強化される。当時の県下の状況は、「条約改正中止の一件に付てハ、各郡ともその中止を建白する由なるが、林包明氏が同県下入間郡扇町屋、黒須、川越を始め、小谷田村、勝楽寺村等の地方を巡遊せしに大に民心を奮起し、各地方とも不日其筋へ向つて建白書を呈出

第6表 地方別府県別条約改正建白数

地方別	9月30日まで			明治22年中	
	中止建白	断行建白	総数	総数	
北海道	0	0	0	0	
東北	26	8	34	80	
関東	茨城	7	2	9	16
	栃木	9	44	53	66
	群馬	5	0	5	9
	埼玉	4	6	10	20
	千代田	8	7	15	25
東海	東京	14	1	15	21
	神奈川	5	0	5	20
中部	計部	53	60	112	177
	畿内	39	22	61	103
	国	23	18	41	66
四国	国	11	2	13	34
	州	30	9	39	73
九州	4	1	5	26	
合計	185	120	305	559	

明治政史 第22編

東雲新聞 明治23年1日7日雑報

する運びに至り、又浦和にある埼玉倶楽部にても目下建白書の起草に取かかり、大島、高橋、宮崎の諸氏専ら尽力中なるが、同倶楽部にてハル后一層の隆盛を謀る為め、今般新たに幹事の外、月番委員なるものを設け、来月より順次其事務に当る」ことになった。⁽²⁾

一方、中央における条約改正問題をめぐる動きも活発化し、一四日に改進黨は新富座に政談大演説会を開いて条約改正中止論に反駁し、改進黨もまた本部の有力者を全国に遊説させ、大同派と対抗して条約改正断行建白の運動を推進することを決定した。大同派も二八日には千歳座に二〇〇〇余名の聴衆を集めて、改正中止の政談大演説会を開いて対抗した。その後、大同協和会は大同倶楽部とともに保守中正派、熊本紫溟会、福岡玄洋社などの国権派と結んで改正反対運動を展開する。こうして七月にはじまった建白運動は、八月から九月でさらに発展し、一〇月の大隈外相負傷時の直前にはピークに達するのである。

この全過程を府県別の建白数で見れば第六表のようになる。建白数から云えばこの運動

は、関東地方を中心に中部、東北地方で熱心に展開されたことがわかる。九月三〇日までの建白数でみれば、栃木、埼玉県のほか兵庫、静岡、宮城、石川、愛媛の各県に断行建白が多かったのは、いずれも中止建白数が断行建白数を上廻わった。建白署名者数も断行建白より中止建白の方が多く、全国断行建白総数一二〇件の署名者六七五九人に対し、中止建白総数一八五件の署名者は五万六八五七人に達している。一件当りの署名者は断行建白五六人余、中止建白三〇七人余である。全国的に件数、署名者ともに大同派を中心とする中止建白が圧倒したこの運動において、関東地方は栃木県を極端な例外として、埼玉県もまた改進黨系の断行建白の多い県であった。

埼玉県における建白運動を詳細に検討すれば、つぎのような特質に気づく。最初に建白したのは七月二九日の埼玉倶楽部である。この日「埼玉倶楽部ノ建白書ヲ高橋安爾、矢部忠右衛門、吉田茂助三氏惣代トシテ上京、元老院ニ提出」した。翌日には「浦和町近傍の有志者」が元老院に提出したが、この代表、署名者は不明である。これ以後、現在判明している県下の建白状況を表示すれば第七表のようになる。中止建白は総数一三件、うち九月三〇日までは六件である。第六表によれば四件である。二件多いのは八月二日ないし五日の総代不明の建白と関係するのかも知れない。しかし、史料には建白日が明確に別に記されているので、ここでは六件と数えておく。九月三〇日までに中止建白六件、断行建白も六件であるのに対し、その後は圧倒的に中止建白が多い。一二月には比企横見郡有志が鈴木善恭、金子正俊を総代として中止建白を準備しながら、結局は改正延期の政治状況から見送っており、この件も含めると更に多くなる。埼玉県の建白運動も件数、署名数とも圧倒的に旧自由党系の大同派が主導したのであった。

埼玉倶楽部を中心とする中止建白運動は、運動それ自体が同倶楽部の組織強化、拡大の途でもあった。八月三日、熊谷町に開かれた政談大演説会は川上参三郎、三島信之助らが、県下の政治運動の担い手としての青年倶楽部設置の意図で開催され、彼らは武正美三郎、原又右衛門らと共に弁士として県下青年の団結を力説した。この会で「青年会ハ広く青年と結合し、毎月一回県下各地に於て、政談演説会を開くことに決定」したという。もちろん青年倶楽部は発起人が埼玉倶楽部員であったように、大同派の先頭的活動家の育成が目的であった。

青年層への呼びかけとともに、埼玉倶楽部傘下の地域組織もまた活発に活動していた。蘭交会の場合をみれば、幸手、杉戸、八代の三カ所に毎月輪番で政談演説会を開き、八月二六日の杉戸演説会で林包明、近藤圭三、原又右衛門、

第7表 埼玉県下の条約改正中止・断行建白表

(明治22年)

	提出月日	提出先	建白総代	署名地域・団体	署名者数
中止建白	7月28日	元老院	矢部忠右衛門・高橋安爾	埼玉倶楽部	不明
	7. 30	"	不明	浦和町近傍	"
	8. 2	"	"	足立郡有志	"
	8. 5	"	"	埼玉県有志	"
	8. 16	"	斎藤 珪次・白石 太平	北足立郡有志	"
	9. 10	"	山口栄三郎・山岡又五郎	蕨宿倶楽部	"
	10. 1	"	野口 繁・須田 定治	北中葛飾・南埼玉郡有志	150余名
	10. 8	"	大島 寛爾・後藤 富哉	北足立ほか6郡有志	237名
	10. 8	"	川島藤之助・花俣 智	北足立郡有志	100余名
	10. 15	"	川辺太三郎・森甲子之助	榛沢・男衾・榛羅郡有志	50余名
10. 16	"	秋庭 元興・秋庭 八郎	横見郡有志	150余名	
10. 18	"	西崎町太郎・中島常三郎	北足立・北埼玉・横見郡	百数十名	
10. 25	内務大臣	小野 礼次・高田 路蔵	榛沢・榛羅郡有志	237名	
断行建白	8月8日	元老院	飛鳥川勘兵衛・栗村安兵衛	鴻巣倶楽部	24名
	8. 9	"	高橋荘右衛門・戸塚弥吉	北足立・南埼玉・北葛飾郡有志	45名
	8. 30頃	"	三須丈右衛門	菖蒲町ほか6カ村有志	数10名
	9. 3	"	三沢常次郎・加藤隆次郎	足立倶楽部	70余名
	9. 20	"	田中唯一郎	横見・比企郡有志	
	9. 25	県庁	荒井利根松・湯本 新蔵	児玉郡有志	100余名
10. 15	元老院	片岡勇三郎・遠山甚右衛門	入間・比企郡有志		

絵入自山・東雲・朝野・毎日・東西の各新聞 国民之友

野沢市十郎らの演説後、懇親会を開き条約改正中止の建白を決定し、起草者に野口繁、その捧呈委員に野口と須田定治を選出した。署名者は各町村の惣代三、四名が調印したという。横見郡の如く、「改進黨員ハ中止説を唱ふる者ハ地方無頼の徒なりといへど、同地方の中止論者ハ村長助役及び村会議員豪農豪商のみ」と云われるように、地域輿論の担い手や代表者が署名人であることを誇示したかったのである。

それにつけても、改進黨系の断行建白の署名者が旧自由党系の中止建白の署名者より少ない現実には、埼玉県の場合も全国的傾向と同様であった。このことは双方の運動者も対象者もやや異っていたことを示すと思われる。当時の運動家について、「改進黨と大同団結とは各々中等社会を目的にすれ

とも、改進黨の中等社会は幾分か豪商豪農に偏し易く、大同團結は寧ろ甚た世の所謂有志家壮士に偏し易⁽⁸⁾」かつたという。つまり中止論者を地方無頼の徒ときめつける改進黨系の運動者と対象者は各地の上層の豪農商に多く、中止論者のなかでも旧自由党系の人々は小豪農とそれ以下ないし代言人、新聞記者、各県の青年層が主であった。それだけに現実の政治行動においても、動きの鈍い改進黨系勢力に対し、旧自由党系勢力は行動的であり、中止書白書への署名人が多いばかりでなく、建白件数も断行建白を圧倒したのである。

このような建白運動は、従来から県内に結成されていた政治的親睦結社単位で行なわれたばかりでなく、演説活動を通じて新たな結社を生みながら推進されたことは前述した。明治二二年当時の、県下における諸政社は第八表のようになる。このうち鴻巣俱樂部、埼玉俱樂部、三郡俱樂部、足立俱樂部のほか、大同系の埼玉俱樂部、蘭交會、蕨宿俱樂部など主要な結社はいずれも結社単位で建白が行なわれていた。とくに埼玉俱樂部はこの運動を通じ発展し、名称も「埼玉俱樂部」と改称される。

一〇月二七日、不動岡総願寺に開かれた北埼玉郡有志大懇親会の席上、發起人惣代根岸貞三郎は議案を提出し、埼玉俱樂部支部設置とその運動方針をはかり、出席者の賛成を得た。決議によれば不動岡村に支部を設置し、条約改正中止書白を再呈すること、その準備委員に堀越寛介、齋藤珪次らを選び、更に本年度県会への傍聴員を派出することになっている。支部幹事には岡戸勝三郎、新井鬼司、根岸貞三郎を選出し、支部創設委員には堀越、岡戸、根岸、新井らのほか小沢愛次郎、酒巻敬之助らを任じた。もともと旧自由党系勢力の強かった北埼玉郡に、まず支部設置を決めたわけである。この動きに応じ、十一月二三日には浦和玉蔵院に埼玉俱樂部の第三回大会を開き、名称を埼玉俱樂部と改称すると同時に、つぎの如き幹事と常議員を選出した。

幹事 矢部忠右衛門、岡田正康、坂泰碩、野口襲、堀越寛介、高橋安爾、宮崎鍋三郎、齋藤珪次、岡戸勝三郎、

大島寛爾

常議員 辻村共之、林包明、岡田健次郎、石村善兵衛、大木金右衛門、根岸貞三郎、持田直、鈴木善恭、金子光

広、小野札次、新井啓一郎、井上源賢、山田綱太郎、新井鬼司、吉田茂助、武正美三郎、清水権兵衛、青木源十郎、秋庭元興、有住左兵衛、田島宰作、堀中石茂、飯野喜四郎、長瀬清一郎、清水宗徳、大島善兵

第8表 埼玉県下の諸政社 (明治22年)

結社名	発令時	結社地域(本部)	中心人物	建白(政党系列)
秩父協会	21年3月	秩父郡	宮川四郎	(改進黨系)
鴻巣倶楽部	21. 7	鴻巣近傍	福島耕助・石田正	断行(")
川越倶楽部	21. 11頃		?	(")
松山倶楽部	22. 11	松山近傍	片岡勇三郎	(")
埼玉葛倶楽部	22. 3	南埼玉・北葛飾郡南部	佐藤乾信・篠田清嗣	" (")
三郡倶楽部	22. 3. 3	南埼玉・中葛飾・北葛飾郡	会田惣次郎・田中三郎右衛門	断行(")
足立倶楽部	22. 4. 14	北足立郡桶川近傍	須田守三・矢部長作	断行(")
埼玉倶楽部	22. 4	全県 (浦和)	矢部忠右衛門・根岸貞三郎	中止(大同派)
同和会	22. 4	越ヶ谷近傍	川上参三郎・大塚善兵衛	(")
埼玉輿論会	22. 4	全県(?)	原又右衛門・吉田茂助(?)	(")
交誼会	22. 5	行田町近傍	今津徳之助・大沢半之助	(")
熊谷倶楽部	22. 5	熊谷近傍	稲村貫一郎・石坂金一郎	(中立派)
羽生倶楽部	22. 5 以前	羽生町近傍		(大同派)
西武倶楽部	22. 5 以前	(秩父郡小鹿野町)		(")
蘭交会	22. 6 以前	杉戸・幸手地域	野口褔・渡辺澁	中止(")
蕨宿倶楽部	22. 9 以前	蕨宿近傍	山口栄三郎・山岡又五郎	中止(")
横見倶楽部	22. 10以前	横見郡		(?)
所沢倶楽部	22. 10	入間郡所沢近傍	田中泰司・岩岡美作	(大同派)
牙邪志会	22. 11	南埼玉郡北部	幹事長 内田立輔	(大同派?)

読売・東西・朝野・絵入自由・毎日・愛民の各新聞雑誌 羽生市桑崎小沢家文書

衛、岩岡美作、千代田三郎、檜山吾省、平野清三郎、幹事三名、常議員六名ではじまった埼玉倶楽部は、一年を経ないうち幹事一〇名、常議員三〇名に拡大した。県下全域の有力者を網羅した。

当時の同倶楽部員は二五〇余名であったという。埼玉県会の監視、支部の設置、郡単位での政談演説会活動の開始、幹事常議員の強化など旧自由党系結社としての埼玉県倶楽部は、名実ともに全県の規模に飛躍する契機となった。

埼玉県における条約改正建白の内容については知ることができない。断行論、中止論とも恐らく中央の改進黨本部、大同協和会の考

え方に影響されたものと思われるが、建白書が発見されていない現状では何とも云えない。そこで当時この問題をもっとも熱心に主張した報知新聞と東雲新聞を中心に、その論点を検討してみよう。前者は改進黨の断行論を主張し、後者は大同協和会系の中止論を代弁したのである。

条約改正に関する賛成、反対両派の主張点を要約すれば、①領事裁判権の存廢問題、②海關稅の制限問題、③外国人の内地雜居の認可不認可問題、④動産・不動産所有權の認可、不認可問題、⑤外人の国内旅行問題となる。両者の対立はとくに①④で表面化した。領事裁判権（＝治外法權）は現行上は諸外國に認められ、日本の法律がおよばないため不平等條約の最たるものとして、早くから撤廢が叫ばれていた。改正案はこの無期限の領事裁判權を、今後五年間に限り存続を認め、かわりに一二年間の外國人裁判官の任用と、新しい民法は翻譯して外國人に知らしめることを認めたものであった。断行論は五年後の治外法權の回復と、一二年後の外人法官の解雇による全くの日本法官の任用を主張して、漸進ながらの改正案の画期的性格をたたえた。これに対し中止論は領事裁判權の即時撤廢と、外國人の法官任用は天皇の統治權を規定した憲法に違反しており、国内法を外人に示すことは国内干渉を許すものとして改正案に反対したのである。治外法權の即時無条件回復が中止論者の主張であった。

治外法權とともに不平等條約の支柱となっていた海關稅については、改正案は一二年間の期限を定め、條約締結と同時に、關稅率の三倍以上の改正を認めさせるものであった。断行論者は關稅自主權の回復も漸次的ながら有期間とした点、さらに關稅率の改正にもなう増收分四〇〇万円と、これによる關稅保護下に生み出される国内營業者よりの増收分三〇〇万円の合計七〇〇万円が、締結と同時に保証され、しかもこの新歲入を地租輕減の原資にまわすことのできる点を評価した。中止論者はこれに対し、關稅自主權の即時回復を主張し、地租輕減の原資はあくまで政費節減に求めていた。内地雜居問題は雜居の自由を認めた改正案に対し、中止論者はつぎのような理由で不認可を主張したのである。外人の不動産所有にも反対する中止論者は、條約改正問題をもっぱら國權損傷問題として反対する保守派を除けば、國權問題として反対しながらも、地方經濟の混亂を恐れたからにはほかならない。内地雜居と不動産所有の公認は、外資導入による地方產業の没落と、外人による土地所有の独占を恐れたからで、いまだ地主的立場を確立し得ぬ小豪農と、地方的小產業の担い手の懸念がその背景をなしていた。

税権、法権の即時無条件回復の主張は、天皇の総攬する司法権に外人参与の不可を説き、編纂法典の内容を外国に示すは、わが国の独立の大権を犯すことを強調しており、保守派同様に国権擁護にのめりこみ、大隈外相の主導する政府を擁護する改進黨とは異った立場から、国家擁護論を展開することになった。その限り民権的要求は後退し、改進黨系の人々より指摘されたように、この建白運動で地租軽減、言論集会の自由の要求も行なわれていない。戦争により勝利した時点でもなければ実現しそうにない即時無条件回復論が、ゴリ押しされた感がないではない。だが、建白自体は改正中止論につらぬかれたとは云え、政費節減による地租軽減と、地方経済の安定的成長への期待がその背景をなしたのであった。「農税を軽減し農業を改良せば其利ハ厚かるべし。内治未だ整頓せざる今日の儘¹⁰」、外人に土地所有権を与えるが如き改正に反対したのである。地主への転生を開始した地方小豪農層の外交認識の帰結であった。

注

- (1) 絵入自由新聞 明治二年七月一六日雑報「持田若佐氏遊説の概況」
- (2) 絵入自由新聞 明治二年七月二二日雑報「埼玉県下に於ける条約改正中止の建白」
- (3) 拙稿「大同団結運動と条約改正問題」明大人文研究所年報 一八号
- (4) 飯野喜四郎「手控」県立文書館 飯野家文書
- (5) 「国民之友」第五九号 時事日記
- (6) 絵入自由新聞 明治二年八月六日雑報「武州熊谷町青年大演説会」
- (7) 絵入自由新聞 明治二年一〇月一七日新報「非条約建白」
- (8) 「国民之友」第四〇号 一〇ページ
- (9) 東西新聞 明治二年一月二七日雑報「大会、演説、懇親会」
- (10) 東雲新聞 明治二年一〇月二日社説「外人ハ果して日本の土地を買占めざる平」

む す び

埼玉県における大同団結期の政治運動を地域的に概観すれば、中西武地域の改進黨に対し、東北武地域の大同派と

くに大同協和会とに二大別される。一〇年代の民権運動期の地域的特色を基本的に継承しながら、この時期末には自由党は南埼玉、入間地域で伸長する。入間地域は粕谷義三の帰国と、衆議院議員選挙における改進黨の輸入候補高田早苗への反発が自由党に有利に作用したが、南埼玉郡ではつぎのような事情があったという。

明治二三年の水害による地租補助問題で、被害の激しかった岩槻粕壁以北の地は有力者を中心に積極的運動を展開する。各戸より人足を出し県庁へ強訴を執行し、知事に面会を求めて実情の請願を試みたが、このとき知事と被害民との間にはいつて調停したのが自由党員大島寛爾であった。ほぼ農民側の要求にそって決着したこの事件で、調停に感謝した農民は、大島に礼をする意味で自由党に加盟したという。これらの人々を基盤に、二三年の干支にちなんで結成したのが庚寅俱樂部であった。⁽¹⁾ 庚寅俱樂部はその後、南埼玉郡の中心的な政社として自由党勢力の伸長に大きな役割を果たす、郡内のみならず県下の自由党勢力伸長の鍵を握ったのであった。

この事件は単に大島個人の功労の問題ではなく、地租問題の先頭に当時の自由党系の人々が立っていたことと関係する。その詳細な分析は別稿に譲るが、地租問題はまた大同団結期を通じて地域の重要問題であった。埼玉県政をめぐる生起した諸種の事件は、官と民との対立もまた議会内党派の対立も、いずれも地租同様に地方税軽減の要求を基礎として発生し、議会内における自由党勢力の伸長が、議会外の政治運動と結んでこれを一層助長した。県会に県下世論の反映を主張する旧自由党系勢力は、県会を自治の砦化せんとはかって監視を強めており、妥協的な改進黨勢力に対抗して県議会内外で積極的に活動した。

彼らは当初、共調して始めた大同団結運動から、三大事件建白運動のさ中、改進黨の離脱したにも拘わらず運動を發展させ、大隈入閣による改進黨の政府与党化のもとで在地活動を積極化させていた。埼玉県政における地方税軽減の動向は、三大事件建白期における岡田正康の地租および地方税軽減と地方自治確立の要求と関連していた。地方民衆の生活的要求を地方自治の確立により、制度的に保証するという内治優先の論理から、直接的には国権擁護を志向する三大事件に興味を示していない。その限り、埼玉県におけるこの運動は書生や壮士の小ブルジョア青年層の反政府運動という形では展開されなかった。むしろ彼らの活躍の舞台は条約改正建白運動であった。

地方自治確立の要求は、市町村制の公布で現実的対応の必要によってその正念場を迎える。埼玉県では政党政派に

関係なく有志者は市町村制研究会およびその後の憲法研究会を含めて活発に対応した。とくに改進黨系勢力は積極的に研究会活動を進めながらも、相対的に市町村制肯定論を主張し、原理的研究態度と相まってこの運動も政府与党的性格を示すものとなった。旧自由党系勢力は研究活動より政治運動に熱心で、折からの大同団結運動、とくに出獄者中心の自由党再興派とも云うべき東京倶楽部系の活動に動員された。

改進黨勢力が全県下連合の組織をもたず、各地における市町村制研究会を母体とする親睦的政社化を推進したのに対し、旧自由党系勢力は全県規模の埼玉倶楽部を結成し、大同団結運動の進展に応じ地域結社の組織化を推進する一方、また埼玉倶楽部自体の組織強化・拡大を図っていた。各々の結社の力量は引続いて発生した大隈外相の条約改正案をめぐる改正中止・断行建白運動でためされることになった。この運動の火付け役、東京倶楽部を母体とする関東派中心の大同協和会は、積極的に運動を推進し、その傘下にあった埼玉倶楽部もまた部員を動員して参加し、改進黨系諸結社の建白を件数において署名者数において、また熱意において上廻わる運動を展開した。政府案支持の改進黨系の断行建白に対し、その撤回を志向する中止建白運動は、ついに大隈外相の負傷と重なって改正延期におこむが、国権問題として保守派と合同し、直接に生活権擁護との関連から改正問題をとらえ得なかった弱さをもちながら、他方では地租軽減、農業改良、内地整頓¹¹地方自治確立の要求はおろしていなかった。これら運動の要求と限界とは、その担い手たる地方小豪農層の性格に由来しており、地租補助問題も同様であった。さきの岡田の請願も、また永田の書簡も相対として細民への同情を根底としながらも、直接的には府県会議員の選挙・被選挙権をもつ中等農家の生活維持の要求として論じられていた。三大事件と条約改正建白運動との本質的差異は認め難いばかりでなく、東北武蔵水田地帯で大同協和会の運動が推進されたように、貧農層の土地改革要求を基盤としたものでもない。地主への転化を開始した小豪農の政府収奪による地主的基盤の不安定さゆえの、生産から遊離し得ぬいだちに由来する反対運動であった。

注

(1) 青木平八「埼玉県政と政党史」八三ページ、城南隠士「埼玉県政表裏観」評論 第一八号 一九ページ。